

交対協 第 24 号
令和 5 年 7 月 7 日

埼玉県交通安全対策協議会各委員 様

埼玉県交通安全対策協議会
会長 埼玉県知事 大野 元裕
(公 印 省 略)

交通死亡事故多発警報の発令について (通知)

日頃から交通安全対策の推進について、御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。県内では、令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 7 月 5 日までの 5 日間で 5 件の交通死亡事故が発生しました。

県内における 7 日以内の交通死亡事故件数が 5 件以上に達したことから、埼玉県交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱 (以下「要綱」という。) 第 3 条に基づき、交通死亡事故多発警報を発令します。

本年の県内の交通事故死者数は 7 月 5 日現在 53 人で、その約 6 割の 30 人が高齢者となっております。

また、5 日間で発生した交通死亡事故のうち 3 件で、二輪車の運転者が死亡しております。

委員各位におかれましてはこうした県内の交通死亡事故の実態を踏まえ、要綱第 4 条の別表に掲げる推進事項をはじめとした交通事故防止対策、特に、職員、従業員の皆様をはじめ、関係する企業や団体の方々に対し、ドライバーは高齢者への思いやりのある運転に努めることなどについて積極的な情報発信を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

○ 多発警報の発令期間

令和 5 年 7 月 7 日 (金) から令和 5 年 7 月 16 日 (日) までの 10 日間

《担 当》

埼玉県交通安全対策協議会事務局 芳賀
(埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内)
電 話 048-825-2011
FAX 048-830-4757
E-Mail a2950-09@pref.saitama.lg.jp